

北海道公安委員会告示第105号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査を次のとおり実施する。

平成29年7月3日

北海道公安委員会委員長 横内 龍三

1 審査を実施する警備業務の種別及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第4号に規定する警備業務（交通誘導警備業務）1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第1号に規定する警備業務（空港保安警備業務）1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務（施設警備業務）1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第5号に規定する警備業務（核燃料物質等危険物運搬警備業務）2級
- (5) 検定規則第1条第6号に規定する警備業務（貴重品運搬警備業務）1級及び2級

2 審査実施場所及び日時

(1) 実施場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部

(2) 実施日時

ア 1の(1)に係る審査

平成29年10月5日（木）午前9時から午後0時まで

イ 1の(2)から(5)までに係る審査

平成29年11月1日（水）午前9時から午後0時まで

3 審査定員

審査を実施する各級につき10人（ただし、交通誘導警備業務2級については30人）

4 審査対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による審査を受けようとする各種別の警備業務の1級又は2級の検定に合格した者（検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

5 事前申込み受付期間

審査を希望する者は、次の事前申込み受付期間（受付時間は午前8時45分から午後5時30分まで）において、北海道警察本部保安課警備業係に電話（011-251-0110内線3135）で申込みを行い、申込受理番号の通知を受けること。

(1) 1の(1)に係る警備業務

平成29年9月4日（月）から9月8日（金）まで

(2) 1の(2)から(5)までに係る警備業務

平成29年10月2日（月）から10月6日（金）まで

6 審査申請書等の提出期間

(1) 1の(1)に係る警備業務

平成29年9月19日（火）から9月22日（金）まで

(2) 1の(2)から(5)までに係る警備業務

平成29年10月16日（月）から10月20日（金）まで

7 提出書類

審査予定者は、6の期間（受付時間は午前8時45分から午後5時30分まで）内に、住所地を管轄する警察署又は警備員である場合には所属する営業所の所在地を管轄する警察署に次に掲げる書類を提出すること。

(1) 審査申請書（検定規則別記様式）

(2) 旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「検定合格証」という。）の写し

(3) 申請者の写真（審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(4) その他

ア 北海道公安委員会以外の都府県公安委員会の検定合格証の交付を受けている者で、住所地を管轄する警察署に提出しようとするものにあつては、住所地を疎明する書面

イ 北海道公安委員会以外の都府県公安委員会の検定合格証の交付を受けている警備員で、その者が所属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出しようとするものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円

なお、審査手数料は、審査申請書の提出時に北海道収入証紙により納付すること。

9 審査の方法

審査は学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しての実技試験は行わない。

10 審査に関する問合せ

北海道警察本部保安課警備業係（電話011-251-0110内線3135）